

第3章 わが国の資本協力の概要

第1節 わが国の資本協力

第1表 開発途上にある諸国および国際機関への資金の流れ

(単位 100万ドル)

項 目	年	1962	1963
A. 政府二国間		158.0	159.3
I 贈 与		74.6	76.7
その内賠償支払い		66.8	62.1
II 借 款		83.4	82.6
① 5年超 計		115.1	118.0
10年～20年		18.9	46.2
5年～10年		96.2	71.8
② 借款供与償還受取り		31.7	35.4
B. 国際機関への拠出額		7.2	12.2
I 贈与・拠出等		8.7	9.4
I. B. R. D.		—	—
I. D. A.		6.4	6.5
U. N. 機 関		2.3	2.9
II 債券・貸付および融資参加証書の購入		—1.5	2.8
I. B. R. D.		—1.5	2.8
計 (A+B)		165.2	171.5
C. 民間資金協力		83.1	79.9
I 投 資		68.4	76.7
II 証券投資その他新貸付		14.0	3.5
III 国際機関に対する証券投資		0.7	—0.3
D. 保証付民間輸出信用 (5年超)		33.7	13.3
計 (C+D)		116.8	93.2
総 計 (A+B+C+D)		282.0	264.7

(OECDの資料)

第2節 日本輸出入銀行

1. 概 要

日本輸出入銀行は昭和25年12月に発足し、わが国の外国貿易を促進するため、一般の金融機関が行なう輸出入および海外投資に関する金融を補完し、または奨励することを目的としている。資本金は1,243億円で、全額政府出資である。

貸付金利は、国際水準並みに国内市中金利よりも低く定められており、輸出金融の場合には、資金の緊要度や償還期限に応じて年4%以上、輸入金融6.5%以上、海外投資金融7%以上となっている。融資期間は、輸出入金融の場合には通常6ヵ月以上10年以内。海外投資、海外事業金融および外国政府等に対する開発事業金融は、原則として1年以上、10年以内となっているが、場合によっては長期金融も行なっている。

第1表 輸銀の融資承諾額

(単位 億円)

種 類 別	1958	1959	1960	1961	1962	1963
輸 出 金 融 (円借款を除く)	362(83)	507(73)	798(78)	956(67)	875(84)	1,515(79)
円 借 款	68(16)	99(14)	142(14)	307(21)	75(7)	317(17)
輸 入 金 融	3(—)	16(2)	2(—)	28(2)	5(—)	5(—)
海外投資金融および海外事業金融	7(2)	77(11)	80(8)	130(9)	88(8)	73(4)
技 術 提 供 金 融						3(—)
合 計	437	698	1,022	1,420	1,043	1,913

(注) ()内は%

第2表 輸銀の輸入金融、投資金融、海外事業金融、融資承諾実績

- A: 輸入金融
 B: 海外投資金融
 C: 海外事業金融
 D: 技術提供金融

(単位 億円)

年度	種別	件数	金額	主なる融資対象
58	A	4	3	
	B	7	4	
59	A	4	16	チリの鉄、銅、鉍石
	B	} 20	77	アラバル、ブラジル造船所、ウジミナス
	C			
60	A	1	2	マラヤ鉄鉍石
	B	5	10	アラビア石油
	C	4	70	
61	A	6	28	フィリピン銅山、ゴア、チリ鉄、カナダ銅山
	B	3	39	} ウジミナス、アラビア石油、ボリビア銅山
	C	8	91	
62	A	2	5	
	B	12	} 88	
	C	1		
63	A	3	5	中南米の銅精鉍、鉛、亜鉛精鉍
	B	} 36	73	サウディアラビア、クウェート間中立地帯、沖合石油開発、南米鉍山開発
	C			
	D	1	3	インドネシア、ドックヤード建設工事監督

第3節 海外経済協力基金

1. 概要

昭和35年の海外経済協力基金法に基づく法人として、東南アジア地域その他の開発途上にある海外地域の産業開発に寄与することにより、経済協力を促進するため、昭和36年3月設立された。資本金は、設立時に104億円、昭和37年度に65億円増額となり、全額政府出資である。すなわち同基金は、低開発援助の観点から、従来の金融ベースをこえた極めて長期かつ低利の投融資を行なうことになっている。貸出し条件は、通常年3分5厘以上、20年以内、分割または定期償還である。

2. 活動実績

		(単位 百万円)	
昭和36年度	アラブ連合	スエズ運河改修	330
	ボリヴィア	銅鉱山探鉱	420
	インドネシア	北スマトラ石油開発	400
			(出資)
	計		1,150 (内出資 400)
昭和37年度	海外鉱物資源開発KK	250	(出資民間と50%ずつ)
	チリ銅鉱山探鉱	50	
	ギリシャ銅鉱山探鉱	114	
	インドネシア, 北スマトラ石油開発	350	(出資)
	マレーシア, 北ボルネオ漁業基地	30	
	ラオス, ビエンチャン上水道	249	
	計	1,043	(内出資 600)

昭和38年度	ナイジェリア	綿紡績	630
	インドネシア	ニッケル開発	380
	メキシコ	マイクロウェーブ	694
	マレーシア	水産基地	99
	タイ	ウェルシェール炭坑	20
	ペルー	タクナ総合開発	2,760
	タイ	精糖事業	1,040
	インドネシア	森林開発	446
	マレーシア	錫精錬	360
	ブラジル	胡椒加工試験の実施	18
	チリ	銅探鉱	110
		計	6,557
	合	計	8,750

第4章 各省の技術協力関係予算

1. 外務省

第1表

(単位 千円)

項	目	38年度	39年度
1.	海外経済技術協力費	1,533,955	1,770,534
(1)	海外技術協力実施委託費	1,205,206	1,373,455
a.	研修員受入費	249,565	330,208
b.	受入事務諸費	67,600	56,794
c.	専門家等派遣費	319,450	334,510
d.	機材供与費	0	50,000
e.	開発調査費	145,000	145,000
f.	海外技術センター事業費	423,591	456,943
(2)	海外技術協力事業団交付金	214,670	267,624
(3)	海外技術協力事業団出資金	100,000	100,000
(4)	その他(事務費等)	14,079	29,455
2.	国際協力機関への拠出金および分担金等	993,528	1,118,717
合	計	2,527,483	2,889,251

(注1) 1の(2)海外技術協力事業団交付金は、事業団一般管理に必要な経費である。

(注2) 1の(3)海外技術協力事業団出資金は、中央センター設立に必要な経費である。

(注3) 2の国際協力機関への拠出金および分担金等は、EPTAおよびSF拠出金、CP分担金、APO分担金および拠出金、OECD開発センター負担金、アジア経済開発研修所拠出金である。

2. 通 産 省

第 2 表

(単位 千円)

項 目	38年度	39年度
1. 国際協力に必要な経費	567,062	632,435
(1) 海外技術センター事業委託費	61,860	69,102
(2) 技術者等海外進出促進事業委託費	35,876	38,462
(3) 海外開発計画調査委託費	65,000	65,000
(4) アジア生産性向上事業委託費	22,993	28,540
(5) 海外技術者受入研修事業補助金	255,749	283,716
(6) 国立試験研究機関海外技術研修生指導費	5,622	5,622
(7) 海外中小企業技術協力費補助金	25,000	30,000
(8) 海外投資等調査費補助金	45,000	55,000
(9) 一次産品買付促進費補助金	47,753	54,753
(10) 経済協力事務促進処理費	2,209	2,240
2. アジア経済研究所事業費補助金	321,806	371,979
合 計	888,868	1,004,414

(注1) 1の(1)海外技術センター事業委託費は、インド西ベンガル工業技術訓練センターの運営費で日本機械工業連合会に委託している。

(注2) 1の(2)技術者等海外進出促進事業委託費は、商工会議所に委託して、海外進出希望技術者、および企業の調査・登録・斡旋等を行なう。

(注3) 1の(3)海外開発計画調査委託費は、海外技術協力事業団に委託されている。

(注4) 1の(4)アジア生産性向上事業委託費は、視察団受入れ等のアジア生産性機構に係る事業の実施を、日本生産性本部に委託する経費である。

(注5) 1の(5)海外技術者受入研修事業補助金は、海外技術者研修協会に対する補助金である。

(注6) 1の(6)国立試験研究機関海外技術研修生指導費は、政府ベースで来日する海外の技術研修生を産業工芸試験所その他工業技術院傘下の試験研究機関で受入れ指導するための経費である。

(注7) 1の(7)海外中小企業技術協力費補助金は、プラント協会が行なうフィジビリティ・レポートの作成から指導技術者の派遣に対する補助金である。

(注8) 1の(8)海外投資等調査費補助金、(9)一次産品買付け促進費補助金は工業協会等経済協力団体に対しての補助金である。

3. 農 林 省

第3表

(単位 千円)

項 目	38年度	39年度
海外農林水産業技術協力費	19,240	19,569
(1) 連絡調整費	176	176
(2) 海外農林水産業研修者受入費	13,352	13,681
a. 海外研修者受入整備費	333	640
b. 海外研修者受入施設維持管理費	493	493
c. 海外研修者研修実施費	736	758
d. 海外研修者受入施設費	1,790	1,790
e. 海外研修者受入施設費補助金	10,000	10,000

(注) 海外農林水産業技術協力費は、海外研修者受入に必要な一般管理事務およびアジア農業協同組合振興機関の研修者受入施設費等である。

4. 厚 生 省

第4表

(単位 千円)

項 目	38年度	39年度
(1) 東南アジア諸国等医療技術者研修委託費	1,530	1,628
(2) 広報宣伝費	4,734	4,734
合 計	6,264	6,362

(注) (1)は海外研修員受入に必要な諸経費で、結核予防会への委託費である。
(2)は技術協力のためのフィルム作成費である。

5. 建設省

第5表

(単位 千円)

項	目	38年度	39年度
国際地震工学援助計画負担金		3,535	4,158

(注) 「国際地震工学研修所を設立するための国際連合特別基金の援助に関する、日本政府と特別基金との間の暫定協定」に基づく負担金である。実際には、特別基金の援助を得て国際地震工学研修所を設置し、負担金は研修員受入れ経費にあてられている。

6. 法務省

第6表

(単位 千円)

項	目	38年度	39年度
国連犯罪防止アジア地域研修の協力に必要な経費		27,516	29,532

(注) 国連通常技術援助計画によってわが国に設置された犯罪防止研修所において、国連犯罪防止アジア地域研修に必要な経費等である。

7. 科学技術庁

第7表

(単位 千円)

項	目	38年度	39年度
東南アジア原子力研究生受入費		1,142	1,098

8. 文 部 省

第8表

(単位 千円)

項	目	38年度	39年度
1.	外国人留学生等に必要経費	162,335	419,562
	(1) 文 部 本 省	116,218	359,543
	(2) 国 立 学 校	46,117	60,019
2.	日本国際教育協会補助金	27,174	134,256
合	計	189,509	553,818

(注1) 1. 外国人留学生等に必要経費は、外国人留学生招致、外国人留学生教育費、外国人留学生問題協議会、諸外国との留学生および人物交換に必要な経費である。

(注2) 2. 日本国際教育協会補助金は、財団法人日本国際教育協会の行なう事業（下宿料補助、医療費補助等）に対する補助金である。

技術協力年報（1964）

昭和40年3月15日発行

編集兼発行者 海外技術協力事業団

発行所 海外技術協力事業団

東京都新宿区市ケ谷本村町42番地

経済協力センタービル

電話（353） 2 1 7 1（大代表）

印刷所 外 為 印 刷

東京都台東区浅草公園5区4号

電話（841） 0818・6087・6708

《非売品》

